流山市保育料徴収規則(昭和62年流山市規則第13号)新旧対照表	
改正後	改正前
○流山市保育料徴収規則	○流山市保育料徴収規則
昭和62年3月31日 規則第13号	
(趣旨) 第1条 この規則は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」 という。)第27条第3項第2号、同法第29条第3項第2号及び同法附則第9条第 1項第1号イの規定により利用者が負担すべき額(以下「保育料」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。	
(保育料の額)	(保育料の額)

第2条 保育料の額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、別表に定める保育料の月額を変更す 2 市長は、特に必要と認めるときは、別表に定める保育料の月額を変更す ることができる。

(保育料の徴収)

- 第3条 保育料は、保育の実施期間の初日の属する月から終日の属する月ま 第3条 保育料は、保育の実施期間の初日の属する月から終日の属する月ま で徴収する。ただし、保育の実施期間の初日又は終日が月途中であるとき は、その月の保育料は、月額保育料に当該月の月途中入所日からの開所日 数又は月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超えるときは25日とす) る。)を乗じ、25で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、 これを切り捨てた額)とする。
- 2 市長は、保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書(別記第1号様 に通知するものとする。
- 3 市長は、保育料の額の変更を決定したときは、保育料変更決定通知書(別

第2条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。

ることができる。

(保育料の徴収)

- で徴収する。ただし、保育の実施期間の初日又は終日が月途中であるとき は、その月の保育料は、月額保育料に当該月の月途中入所日からの開所日 数又は月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超えるときは25日とす) る。)を乗じ、25で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、 これを切り捨てた額)とする。
- 式)により保育料を納入すべき扶養義務者(以下「納入義務者」という。) | 2 市長は、保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書(別記第1号様| 式)により保育料を納入すべき扶養義務者(以下「納入義務者」という。) に通知するものとする。

改正後

記第2号様式)により納入義務者に通知するものとする。

4 納入義務者は、市長が指定した期日までに保育料を納入しなければなら ない。

(保育料の収納の事務の委託)

第3条の2 市長は、保育料の収納の事務を私人に委託することができる。

2 前項の規定により保育料の収納の事務を受託した者は、流山市財務規則 第3条の2 市長は、保育料の収納の事務を私人に委託することができる。 (昭和62年流山市規則第13号)の定めるところにより、収納事務を行わなけ 2 前項の規定により保育料の収納の事務を受託した者は、流山市財務規則 ればならない。

(保育料の猶予等)

- 第4条 市長は、納入義務者が経済上の理由により保育料を納入することが (保育料の猶予等) 予し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定により保育料の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義 なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可 否を決定し、その旨を保育料猶予(免除)決定(申請却下)通知書(別記第4 │3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可 号様式)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。

(適用除外)

- 第5条 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例 に基づく流山市幼児教育支援センター附属幼稚園については、この規則を 適用しない。
- 2 第3条第1項及び第4項並びに第4条の規定は、学校教育法(昭和22年法律 第26号)第1条に規定する幼稚園(前項の流山市幼児教育支援センター附 属幼稚園を除く。次項において同じ。)、就学前の子どもに関する教育、

改正前

- 3 市長は、保育料の額の変更を決定したときは、保育料変更決定通知書(別 記第2号様式)により納入義務者に通知するものとする。
- 4 納入義務者は、市長が指定した期日までに保育料を納入しなければなら ない。

(保育料の収納の事務の委託)

(昭和62年流山市規則第13号)の定めるところにより、収納事務を行わなけ ればならない。

- 著しく困難であると認めたときは、その保育料の全部又は一部の徴収を猶 第4条 市長は、納入義務者が経済上の理由により保育料を納入することが 著しく困難であると認めたときは、その保育料の全部又は一部の徴収を猶 予し、又は免除することができる。
- 務者は、保育料の猶予(免除)申請書(別記第3号様式)により市長に申請し 2 前項の規定により保育料の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義 務者は、保育料の猶予(免除)申請書(別記第3号様式)により市長に申請し なければならない。
 - 否を決定し、その旨を保育料猶予(免除)決定(申請却下)通知書(別記第4 **号様式**)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。

改正後	改正前
保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条	
第6項に規定する認定こども園(次項において「認定こども園」という。)	
並びに法第7条第5項に規定する地域型保育(次項において「地域型保育」	
という。)の保育料の納入義務者には適用しない。	
3 第3条の2の規定は、幼稚園、認定こども園並びに地域型保育の事業者に	
ついては適用しない。	
(委任)	(委任)
第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
別表1(第2条関係)	別表(第2条関係)
別添のとおり	別添のとおり
別表2(第2条関係)	
別添のとおり	